

## アメリカにおける指導原則の実行

—現状、教訓および日本への含意—

サラ・ブラックウエル



## ●情報開示と透明性

企業の説明責任に関する国際円卓会議（ICAR）は、市民社会の見地からアドボカシーを行う約四〇の市民社会組織が集う国際的な連合体である。とくに政策レベルでビジネスと人権が反映されるよう取り組んでいる。すなわち、「ビジネスと人権に関する国連指導原則」の三本柱のうち、人権を保護する国家の義務という第一の柱に焦点を当て、国家による規制を求めると同時に、自発的なメカニズムの形成促進を求めている。

アメリカにおける指導原則の実行では、四つの領域が重要課題としてとくに議論されている。それらは、①情報開示と透明性、②公共調達、③救済へのアクセス、④責任ある企業行動に関する国別行動計画（NAP）である。

情報開示と透明性は、ビジネスと人権のなかで最も盛んに論じられている課題であり、企業活動の人権インパクトについて、強制的あるいは自発的な報告の必要性について様々なイニシアティブがとられており、人権デュー・デリリジェンスの主要な構成要素でもある。人権デュー・デリリジェンスの定義は必ずしも合意されていないものの、広義の意味では、リスクを特定し、企業として人権へのインパクトを特定し、対処しているという考えである。非常に重要なプロセスで、インパクトを特定することがその第一歩となる。

アメリカにおいては、連邦レベルで政府から要求される義務的な開示があり、人権に関する問題の報告を企業に求めている。それに加え、アドホックに、個別の人権

課題毎に焦点が当てられたり、管轄が異なる州毎に策定されたりもしている。

たとえば、ドッド・フランクリン法（ウォール街改革および消費者保護法）第一五〇二条は、コンゴ民主共和国および周辺国の紛争鉱物による資金をめぐる問題に対する関心から制定された。これにより企業はサプライチェーンをチェックし、当該地域から紛争鉱物を輸入している場合はそれを報告する義務を負う。第一五〇四条は、石油、ガスまたは鉱物の商業的開発に関連する活動を行い、政府に対する支払いを行った場合の開示報告を求める内容であり、汚職を監視することが目的とされている。

また、二〇一三年にビルマ・レポートینگ要件が国務省によって導入された。これは、ミャンマーへの制裁が解除されたのちに、ミャンマーに投資したアメリカ企業に対して、環境、労働、汚職防止など様々な人権事項について、国務省へ報告することを義務付けたものである。報告を行っていない企業もあり、緩い運用がなされているもの、いくつかの教訓を見出すことができています。今後イランやキューバに対する制裁解除

があった場合に、利用が可能であるか模索されている。

さらに州レベルでは、カリフォルニア州サプライチェーン透明性法が、人身取引を防止するために行うデュー・デリリジェンスの開示を企業に求めている。

一方、自発的な開示も行われており、アメリカ企業の多くが行っている。レポートینگ基準というものが採用され、最新の枠組みとしては、国連指導原則に準拠してS&Pが作成したRAFIと呼ばれる人権に関する開示と保証枠組みイニシアティブは、多くの企業ですでに使用されている<sup>(1)</sup>。また、より一般的なグローバル・レポートینگ・イニシアティブ（GRI）による報告も活用されている。このほか国内的には、アメリカ・サステナビリティ会計基準審議会（SASB）による基準がある。これらに加え、企業のランキングを行っている外部評価者が存在し、開示報告の手順や内容に影響を与えている。

## ●公共調達

公共調達については、ICARをはじめ市民社会は、民間企業を指導する前に、政府自身が役割を認

識するよう求めている。とくにアメリカ政府は、世界最大の物とサービス購入者であることから、アメリカ政府に人権とビジネスにおけるその役割を認識させることが極めて重要となっている。多国籍企業も重要であるものの、アメリカ連邦政府の年間予算四兆ドルと比較すれば微々たるものであり、政府の市場に対する影響力、人権に対する影響力は大きい。

アメリカの公共調達法は主として連邦調達規則（FAR）によって規定されており、そのなかで人権に関連した内容があり、反人身取引、労働者保護、反差別に関しては大統領令で補充されている。連邦レベル以外の州や市レベルでも大きな公共調達予算を抱えており、連携が不可欠となっている。

### ●救済へのアクセス

救済へのアクセスは、指導原則のなかで「忘れられた柱」といわれている。アメリカは救済へのアクセスについて一定の発展をなしてきたものの、ここ数年は大きく後退している。

司法的救済としては、二〇〇年前に制定されて、最近、人権弁護士によって活用され始めたことか

ら国際的にも有名になった外国人不法行為法（ATS）がある。この法律は、企業による被害者であれば、アメリカ籍外の市民にも不法行為に関する訴えをアメリカ内で提起する権利を与えている。これが過去二〇年間、かなり使われてきた。しかし、二〇一三年に連邦最高裁が、ナイジェリアの石油パイプラインによる人権被害を訴えたキオベル（Kobe）事件の判決で、その適用範囲を狭めたことから、事実上、人権救済の門戸のひとつが閉ざされてしまった。

人権に関するその他の法律としては、海外腐敗行為防止法（FCPA）に対するコンプライアンスに関心が寄せられている。

非司法的救済としては、各国連絡窓口（NCP）を通じたOECD多国籍企業行動指針の活用があげられるが、市民社会からは実効性の面から批判がある。

### ●国別行動計画（NAP）

最後に、NAPは、しばしば国連指導原則に関する国別行動計画と呼ばれているが、アメリカはこれを「責任ある企業行動に関する国別行動計画」と呼んでいる。これはアメリカのNAPが、国連指

導原則のみならず、OECD多国籍企業行動指針などを統合したものとなっているからである。

NAPの有用性は、政策の一貫性や信頼形成にあり、アメリカも様々なステークホルダーが参加して、どのように実現していくのか、現実を見据えたうえでNAP策定を議論した。一方で、NAPを策定した国をみると、NAPが拘束力のあるビジネスと人権に関する条約の策定に参加しない潜在的な弁明となっているおそれがある。

ICARとDIIHRは共同でNAP策定のためのツールキットを開発した<sup>(2)</sup>。この核は、国家ベールスライン評価（NBA）テンプレートである。これが非常に重要な最初のステップである。NBAを実施することにより、NAP策定時には現状に基づいた優先課題の取り込みが可能となり、NAP実施後にはフォローアップ・レビューや政府に履行を促す基準となる。ICARは企業正義のための欧州連合（ECCJ）と共同で、既存のNAPの説明責任の質の向上を目指して「ビジネスと人権に関する既存の国別行動計画の評価」を作成したので、これから策定する場合は参照することを勧める。

アメリカではオバマ政権下の二〇一四年からNAP策定が、大統領府と国務省の主導により開始され、投資、貿易、腐敗防止などのワーキング・グループが立てられた。司法省や商務省など多様な政府部門と多くのステークホルダーとの協議が行われ、二〇一六年九月頃に発行されることが予想される。ICARもこのプロセスを促進するために専用のウェブサイトを立ち上げている。

### ●日本への提言

日本に対する提言としては、横断的な政府部門の関与、広範なステークホルダーとの意味のある協議、国家ベールスライン評価の実施、フォローアップ体制の確立、規制と自主的メカニズムの「スマート・ミックス」を提示したい。

(Sara Blackwell / 企業の説明責任に関する国際円卓会議法政策コーディネーター)

#### 《注》

- (1) Shift はジョン・ラギー博士を代表とする、指導原則の執筆チームで構成された組織。
- (2) アジア経済研究所では当該ツールキット邦訳をウェブ掲載している。